平成２３年（フ）第９３０号
京都府宇治市小倉町西浦88番地の14
債務者　石山　勝一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６４号
京都市南区西九条大国町51番地
債務者　松信恵理子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８１号
京都市右京区嵯峨野開町27番地　ジョイ嵯峨野415
債務者　池内　勇毅
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２６号
京都市中京区壬生東檜町13番地１　エハラビル３Ｆ
債務者　小路惠美子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２８号
京都市中京区西洞院通錦小路下る蟷螂山町464番地１　アパガーデンスクエア四条烏丸705号
債務者　末永　記美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３０号
京都市伏見区深草下横縄町24番地15
債務者　後藤　正司
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３１号
京都市東山区東大路松原上る４丁目毘沙門町43番地５　ダイアパレス京都祇園305号
債務者　米澤あかね（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目19番10号　藤田建材店内
債務者　髙田　勝吉
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２０号
奈良県生駒郡平群町西宮１丁目４番10号
債務者　宮﨑　　章
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市叶148番地２、旧住所島根県安来市久白町392番地
債務者　板持　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１号
鳥取県鳥取市本町３丁目204番地、旧住所鳥取県鳥取市吉成566番地48　木下住宅
債務者　岩尾　善輝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
広島県三原市宮沖１丁目16番14号
債務者　松平　忠博
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
広島県尾道市日比崎町５番16号
債務者　瀬戸　輝行
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
愛媛県松山市安城寺町1295番地
債務者　井上　寿子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４６号
愛媛県松山市空港通７丁目14番４号　レジデンス空港405号
債務者　杉森　勝利
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
愛媛県松山市空港通７丁目14番４号　レジデンス空港405号
債務者　杉森　照子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３６０号
愛媛県松山市愛光町６番３号
債務者　有田タネ子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３６７号
愛媛県松山市小栗２丁目４番24号
債務者　大野　美紀
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所